

2006.6.11

## ポイ捨てや歩行喫煙禁止

# 倉吉市も条例化

議会提案へ

倉吉市は公共の場所でのポイ捨てや歩行喫煙を禁止し、一部の違法行為に対する罰則を設ける「倉吉市条例」を、六月市議会に提出する。白壁土蔵群のある伝統的建造物群周辺など二地区では、県条例で規定された違反に対する罰金上限が、吉市ポイ捨て等及び公の場所における喫煙の制限に関する条例」

案を、六月市議会に提出する。白壁土蔵群のある伝統的建造物群周辺など二地区では、県条例で規定された違反に対する罰金上限が、吉市ポイ捨て等及び公の場所における喫煙の制限に関する条例」

案を、六月市議会に提出する。白壁土蔵群のある伝統的建造物群周辺など二地区では、県条例で規定された違反に対する罰金上限が、吉市ポイ捨て等及び公の場所における喫煙の制限に関する条例」

しかし、美化促進地区のうちの二地区では違反者に二万円の罰金を科した県条例がすでに設定されており、県は倉吉市を県条例の対象地区から外す方針。

同様な条例を設定した鳥取、米子市も県条例の対象からは除外されているが、過料の上限は二万円以下。結果として上限が引き下げるが、倉吉市では「実態に合わせた」と話しており、県でも「住民に一番近い自治体の取り組みを尊重した」と話している。

特に、伝統的建造物群周辺などの六区域に指定。地区内での条例違反に対し、指導に従わない場合一千円以下の過料を設定している。